

次のとおり建物清掃業務について総合評価落札方式により一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和6年5月7日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札（総合評価落札方式）に付する業務の内容

(1) 業務名 函館市庁舎高階層清掃業務

(2) 契約期間 契約の日から令和9年7月31日まで

(3) 履行期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

(4) 履行場所 函館市東雲町4番13号

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

23,080,000円（令和6年度（2024年度）分（月額×8ヶ月））

(6) 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格

函館市建物清掃業務低入札価格調査要領（平成28年4月1日施行。以下「要領」という。）第3条の規定による価格（以下「調査基準価格」という。）

(7) 低入札価格調査において失格と判断する基準となる価格

要領第8条第2項の規定による価格

(8) 長期継続契約

この入札に係る契約は、函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年函館市条例第100号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の歳出予算に減額または削除があった場合、当該契約を変更または解除することができるものとする。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当していること。

(1) 函館市競争入札参加有資格者として、建物清掃の業種に登録され

ていること。

- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号の登録をしていること。
- (3) 市内に本店を有する者，または当該業務を現に受託している者であること。
- (4) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (5) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を，当該業務に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (6) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を，当該業務に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (7) 当該業務の入札に参加する時点において，会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成25年4月1日施行）による入札参加制限に，当該業務に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。
- (9) 他の参加者のうちに協同組合，協業組合，企業組合その他これら

に類するものがある場合は、その構成員でないこと。

### 3 入札参加資格の認定申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格として更に定めた資格の認定について、アに掲げる書類のうち必要なものを添付した総合評価落札方式入札参加資格審査申請書（業務委託用）によりイに定めるところにより、持参または送付によって市長に申請しなければならない。

#### ア 申請書に添付する書類

- (ア) 作業計画書（日常清掃，定期・特別清掃）
- (イ) 自主検査体制確認調書
- (ウ) 研修実績調書
- (エ) 研修実施提案書
- (オ) 同種・同規模業務の履行実績調書
- (カ) 支払賃金計画書
- (キ) 通勤手当支給提案書
- (ク) 地域貢献確認調書（業務委託用）
- (ケ) 品質マネジメントシステムに係る登録証の写し
- (コ) 環境マネジメントシステムに係る登録証の写し
- (サ) 確約書（労働関係法令遵守関係）

#### イ 申請の期間および申請書の提出先

- (ア) 申請の期間 令和6年5月7日から令和6年5月27日まで
- (イ) 申請書の提出先 函館市東雲町4番13号 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3520）

- (2) 審査結果は、申請期間終了後3日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に入札参加資格がないと認めた申請者に通知する。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができ

る。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。以下同じ。）以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリ等による提出は、認めない。

(4) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 4 契約条項を示す場所

函館市東雲町4番13号 函館市総務部総務課（電話番号 0138-21-3646）

#### 5 入札参加資格の取消し

入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

(1) 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

(2) 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

(4) 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

#### 6 仕様書等の閲覧等

(1) 入札に参加しようとする者は、仕様書等閲覧申請書を提出することにより次に定めるところにより、当該業務に係る仕様書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和6年5月7日から令和6年6月11日まで

イ 閲覧場所 函館市財務部調度課

(2) 前号に定めるもののほか、仕様書等は閲覧期間中、電子データに

より函館市財務部調度課ホームページに掲載する。

(3) 前号に定める仕様書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市財務部調度課執務室内に掲示する。

(4) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより次に定めるところにより、仕様書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 令和6年5月7日から令和6年5月16日まで

イ 提出先 函館市財務部調度課

ウ 提出方法 持参または郵送による。

(5) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで函館市財務部調度課において閲覧に供する。

## 7 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市財務部調度課あてに郵送する方法により行わなければならない。

## 8 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を提出しなければならない。

## 9 開札の立会い

開札は、入札の終了後、函館市条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の立会いのもと行う。

## 10 入札執行の日時および場所等

(1) 日時 令和6年6月12日午後2時30分

(2) 場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所5階入札室

(3) 入札回数は、1回とする。

## 11 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 12 落札者決定基準

(1) 政令第167条の10の2第3項の規定により定める落札者決定基準は、次のとおりとする。

ア 総合評価落札方式評価基準

イ 評価の方法

ウ 落札者の決定方法

(2) 前号アの総合評価落札方式評価基準は、別紙のとおりとする。

(3) 第1号イの評価の方法は、次の評価値を算出する方法とする。

評価値（小数点第5位以下切り捨て）＝総合評価落札方式評価基準に基づく点数＋価格評価点（ $80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$ ）

なお、最低入札価格および入札価格が調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格をそれぞれ調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととする。

(4) 第1号ウの落札者の決定方法は、次に定めるところによる。

ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、前号の評価値が最も高い者とする。ただし、要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、要領第10条第1項に規定する低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者とする。

イ アの規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

### 13 入札結果等の公表日

令和6年6月12日（要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、当該低入札価格調査の終了後に市長が定める日）

### 14 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 13の入札結果等の公表があった日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリ等による提出は、認めない。

(2) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の

翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

15 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札
- (2) 予定価格を超える入札
- (3) 7に規定する入札の方法以外の方法による入札

16 入札の失格

入札参加資格の認定を受けた者が入札しなかった場合（8に規定する入札辞退届を提出した場合を除く。）は失格とする。

17 業務委託積算内訳書の提出

落札者は、入札書に記載した入札金額に対応した業務委託積算内訳書を提出しなければならない。

18 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課

19 その他

詳細は、入札説明書および入札心得による。